

人材確保

高度人材ポイント制

出入国在留管理庁
大阪出入国在留管理局在留支援部門

在留資格「高度専門職」について(平成27年4月施行)

我が国が積極的に受け入れるべき高度外国人材とは・・・

「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」(平成21年5月29日高度人材受入推進会議報告書)

■在留資格「高度専門職」(平成27年4月1日から施行)

- ✓ 我が国の学術研究や経済の発展に寄与することが見込まれる高度の専門的な能力を持つ外国人の受入れをより一層促進するため設けられた
- ✓ 「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類
- ✓ 出入国在留管理上の優遇措置を与える(入国・在留手続の優先処理等)

■対象となる外国人

① 高度人材ポイント制

- 学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数(70点)以上に達した人(ポイント制における評価項目と配点は、法務省令で規定)

② 特別高度人材(J-Skip)(令和5年4月21日から施行)

- 高度人材ポイント制とは別途、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば「高度専門職」の在留資格を付与

入管HP「高度人材ポイント制について」



入管HP「特別高度人材制度(J-Skip)について」

